

第2次豊橋市地球温暖化対策地域推進計画改訂委託業務 仕様書

1. 委託業務の目的

「第2次豊橋市地球温暖化対策地域推進計画」は、豊橋市における温室効果ガスの排出量の削減目標、削減施策（緩和策）及び既に変動しつつある気候変動に対処するための施策（適応策）に関する実行計画である。

本計画は、平成21年度に「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき策定したもので、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）の改定に伴い令和3年度に改訂し、令和12年度に計画期間が満了する。

令和3年度末の改訂は、国が2030年度において温室効果ガス46%削減（2013年度比）、さらに50%の高みを目指すことを表明したことを受け、本市の温室効果ガス削減目標も引き上げたものである。しかしながら目標数値及びこれに係る各取組等の数値を変更したのが主であり、具体的な内容等の見直しが行われていない。そのため、目標の達成に向けた実行計画として内容が伴っていない箇所がある。

また、本計画における気候変動適応策について、産業、気候、資源、自然生態系、自然災害、健康、生活環境に関する記載があるが、本市の実情に沿った内容が著しく少ないことから、具体性を帯びていないものとなっている。

一方で、地球温暖化を取り巻く環境は世界共通の課題でありその動向は著しく、本市もそれらに応じながら目標の達成に向け取組みを進めていく必要がある。そのために、今一度本市の置かれている現状及び課題を把握し、目標達成へのロードマップを作成したうえで、当計画に実行計画としての本来の役割をより一層持たせるための改訂を行う。

2. 委託業務の概要

- (1) 委託業務名：第2次豊橋市地球温暖化対策地域推進計画改訂委託業務
- (2) 委託業務場所：豊橋市が指定する場所
- (3) 業務期間：契約締結日から令和8年3月19日まで

3. 業務内容

(1) 目標に向けた実行計画の作成

本市は中期目標として2015年度比で温室効果ガスの削減目標を46%としているが、目標の達成は厳しいのが現状である。そこで中期目標の達成に向けたロードマップの作成、実態に沿ったKPIの設定など計画の具体化を行うことで、実行計画として位置付け、今後の施策や取組みの検討する際の礎とする。また目標の達成には市民及び市内事業者との連携が不可欠であることから、それらの意識改革を促す内容を含める。

2021年4月の地球温暖化対策推進法の改正により、国が温室効果ガスの削減目標を引き上げたことに伴い、本市も令和3年度に温室効果ガスの削減目標を26%から46%に引き上げたが、その際に直営により計画を改訂したため、目標や実情に沿った内容であるか不確かな状態となっている。また計画の策定以降、本市ではゼロカーボンシティ宣言や補助事業など、新たに様々な事業を展開してきたことから、これらを踏まえ、既存の計画の背景及び内容を整理したうえで見直しを行う。

(2) 市民及び市内事業者への意識調査（アンケート調査）

アンケート票の作成、発送の準備（宛名の印刷、封入・開封など）、回答のまとめ（入力及び集計）、結果の分析及び整理を行う。

※封筒及び宛名のデータは本市で用意し、郵送料は本市の負担で行う。

※市民1,500人程度、事業者400社程度を対象とする。

※設問は地球温暖化対策等に関するもの及び本計画の改訂におけるロードマップ、KPI、地球温暖化緩和策等の作成及び見直しに関連のあるものを、本市と協議のうえ作成する。

(3) 豊橋市域における温室効果ガス排出量の算定

市域の二酸化炭素排出量の算定について、計画策定時の算定方法を現在も用い算出しているが、活用するデータのなかには現在は更新されていない、又は公表されていないものが含まれる。また按分法を用いていることから事実と乖離した算定結果がみられる場合もある。そのため、実情と将来を考慮したうえで可能な限り実態に沿った排出量を算定できる方法を再構築する。

(i) 算定方法を構築する。なお可能な限り実態に沿った算定方法を構築する。

(ii) 現況の温室効果ガスを算定し要因を分析するとともに2030年度までの推計を行う。

(iii) 算定及び推計の方法を作成し、改訂後市職員が算定できる様マニュアルを作成する。

(4) 気候変動に対する適応策

気候変動や気象現象の影響の整理と将来予測及び気候変動よるリスクの整理及び本市において過去に発生した気候変動や気象現象が要因とされる影響の整理と調査を行い、「気候変動適応法」第12条に基づく地域気候変動適応計画を作成する。

(5) 地球温暖化に対する緩和策

(i) 施策効果の推計及び新たな施策の検討を行うと共に、実行計画の再検討を行う。

(ii) 国や県・他市の施策の動向等の情報収集と整理を行う。

- (iii) 既存の KPI の見直しと新たな KPI の設定を行う。
- (iv) ロードマップの作成を行う。

(6) 促進区域

- (i) 国や県・他市の施策や動向等について情報収集を行い整理する。
- (ii) 豊橋市における設定区域のポテンシャルを調査し将来推計を行う。
- (iii) 促進区域の案を作成し、地図データを提出する。なお、地図データは(9)(iii)及び(iv)と併せて提出する。

(7) 地球温暖化対策推進会議の設置・運営

- (i) 地球温暖化対策推進会議に出席し、地球温暖化対策推進会議にて、本計画の改訂に関する説明、進捗報告、質疑応答等を行う。
- (ii) (i)に係る資料及び会議の議事録を作成する。時期及び回数：令和6年度 11月頃に1回、令和7年度5月頃、10月頃、3月頃に各1回の計4回の開催を予定。

(8) 計画の推進体制

計画の推進のための体制づくりに関する推進体制案を作成し提出するとともに、計画の進捗管理手法を検討する。

(9) 提出物（工程表、計画案及び議事録）

- (i) 工程表を作成し、令和6年10月31日までに本市に提出する。以降進捗状況等に変更等が生じた場合、速やかに工程表に反映するとともに本市に提出及び報告する。
- (ii) 計画の骨子を令和7年4月30日までに、素案を令和7年9月12日までに、最終案を令和8年1月23日までに、A4版、電子データ（ワード、エクセル、パワーポイント、PDF）で作成し本市に提出する。
- (iii) 令和8年2月頃にパブリックコメントの実施を予定していることから、計画書本編及び概要版の最終案を令和8年1月23日までにA4版、電子データ（ワード、エクセル、パワーポイント、PDF）で作成し本市に提出する。
- (iv) 計画書本編及び概要版の各電子データ（ワード、エクセル、パワーポイント、PDF）を令和8年3月13日までに提出する。
- (v) 本市との協議、意見交換、打合せ及び会議等の議事録を、実施後速やかに作成のうえ電子データ（ワード、エクセル、パワーポイント、PDF等）にて市に提出する。

(10) その他の事項

- (i) 改訂後の本計画に基づく施策及び事業等を円滑に実施するためのアドバイスを
する。
- (ii) 計画改訂における公開用資料の素材提供及び公表資料（情報公開、パブリック

コメント及び庁内会議等に係る資等)を作成する。

(iii) 業務を進めるにあたり、本市と連絡を密にし、業務の各段階が終了するごとに報告し、その指示により次の段階の業務を進める。

4. 工程

実施年度	主な内容
令和6年度	現行計画の評価、工程及び素案の作成、意識調査の実施
令和7年度	素案及び最終案の作成、パブリックコメント、成果品の作成
令和6～7年度	進捗管理、会議等における検討

5. 会議等における検討のスケジュール及び内容

年度	月	会議等の名称	検討内容
令和6年度 (2024)	7～10月	(プロポーザルによる委託業者の選定及び契約の締結)	—
	11月	地球温暖化対策推進会議	現行計画の評価、改訂の方針、工程表
令和7年度 (2025)	5月	地球温暖化対策推進会議	改訂の進捗、骨子、アンケート結果、目標・施策の案
	6月	ゼロカーボンシティ推進本部	現行計画の評価、改訂の方針と工程表、骨子、アンケート結果、目標・施策の案
	8月	環境経済委員会	現行計画の評価、改訂の方針と工程表、骨子、アンケート結果、目標・施策の案
	10月	地球温暖化対策推進会議	改訂の進捗、計画の素案
	1月	環境経済委員会	改訂の進捗、計画の素案
	2月	(パブリックコメントの実施)	—
	3月	地球温暖化対策推進会議	パブリックコメント結果、改訂の進捗、最終案
		ゼロカーボンシティ推進本部	パブリックコメント結果、改訂の進捗、最終案
	(計画の改訂)	—	

※検討内容は本市と協議のうえ定めるほか、検討にあたり資料等を作成する。

6. 仕様書外の事項

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて本市と協議して定める。